①都道府	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ 就学援助制度の実施について																	
							1．就学援助制度の周知方法										2．就学援助制度の申請書の配布方法							
							（1）貴市区町村における就学援助制度の周知方法										（1）貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法							
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載	エ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ．各学校に対して制度を書面で周知	キ．教職員向け説明会を実施	ク．保護者向け説明会を実施	ケ．その他（内容を1．（2）に記入）	（2）（1）でケに○をした場合、その内容	ア．各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ．各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ．各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	エ．教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	オ．制度案内等は行わず、各学校で希望者に対して申請書を配付	カ．制度案内等は行わず、教育委員会で希望者に対して申請書を配付	キ．その他（内容を2．（2）に記入してください。）	（2）（1）でキに○した場合、その内容
該当団体	25	25	25	25	15	0	13	11	3	20	19	17	0	0	8	8	8	5	10	1	2	2	10	10
秋田県	秋田市	秋田市教育委員会学事課	018-888-5806	ro-edsw@city.akita.lg.jp	http://www.city.akita.akita.jp/city/ed/sw/default.htm		○	○	○	○	○								○					
秋田県	能代市	能代市教育委員会　教育部　学校教育課	0185-73-5281	gakkyo@city.noshiro.akita.jp	http://www.city.noshiro.akita.jp			○		○	○	○			○	庁舎内の各窓口に就学援助制度の書類を設置	○						○	庁舎内の各窓口に就学援助制度の書類を設置し、希望者に窓口対応職員が申請書を配布
秋田県	横手市	教育委員会　教育指導部　学校教育課	0182-32-2414	gakkokyoiku@city.yokote.lg.jp	http://www.city.yokote.lg.jp/gakkokyoiku/page000009.html		○	○		○	○	○							○				○	横手市各地区の庁舎窓口に備付け（申請希望する来庁者へ配布）。
秋田県	大館市	大館市教育委員会　学校教育課学事係	0186-43-7112	gakuji@city.odate.lg.jp	http://www.city.odate.akita.jp/		○			○	○	○											○	教育委員会が作成した制度案内と申請書を各学校を通じて全児童生徒に配布。
秋田県	男鹿市	男鹿市教育委員会学校教育課	0185-24-9101	kyouiku@city.oga.akita.jp	http://www.city.oga.akita.jp		○			○	○	○					○							
秋田県	湯沢市	教育部学校教育課	0183-73-2162	k-gakko@city.yuzawa.lg.jp	http://www.city-yuzawa.jp/					○	○	○							○				○	新入学児童に対しては、入学通知書に申請書を同封
秋田県	鹿角市	鹿角市教育委員会　総務学事課学事指導班	0186-30-0291	kyoui@city.kazuno.lg.jp				○		○	○	○					○	○						
秋田県	由利本荘市	教育委員会　学校教育課	0184-32-1330	gakko@city.yurihonjo.lg.jp	http://www.city.yurihonjo.lg.jp/www/contents/1137558001551/index.html		○	○		○		○									○	○		
秋田県	潟上市	教育総務課	018-853-5361	esoumu@city.katagami.lg.jp	http://www.city.katagami.lg.jp/		○			○	○									○				
秋田県	大仙市	大仙市教育委員会教育指導部教育指導課	0187-63-1111	kyouiku-gak@city.daisen.lg.jp	http://www.edu.city.daisen.akita.jp/~ky-iinkai/		○	○		○	○				○	「新入学用品費」入学前支給についてのお知らせ申請書を、入学決定通知と一緒に送付。	○						○	教育委員会、地域公民館でも希望者に配布。
秋田県	北秋田市	秋田県北秋田市教育委員会学校教育課	0186-62-6617	be-gimu@city.kitaakita.akita.lg.jp					○			○			○	学校を通して全児童生徒の保護者へ書面で周知している。			○					
秋田県	にかほ市	学校教育課	0184-38-2266	kyouiku-gk@city.nikaho.lg.jp	http://www.city.nikaho.akita.jp		○	○				○										○	○	市役所窓口に申請書を備付、希望者に対して申請書を配布
秋田県	仙北市	教育委員会　教育総務課	0187-43-3382	kygakko@city.semboku.akita.jp				○		○	○	○											○	・希望者には教育委員会から申請書を配布。（仙北市のHPでもダウンロード可能。各小中学校・各地域センター・各出張所でも申請書を備えている。） ・前年度認定されている保護者には教育委員会から直接申請書を郵送している。
秋田県	小坂町	小坂町教育委員会総務班	0186-29-2342	kosaka-lg10@town.kosaka.lg.jp	http://www.town.kosaka.akita.jp/index.html		○	○		○	○								○				○	年長児の保護者へ、保育所等を通じて書類を配布
秋田県	上小阿仁村	上小阿仁村教育委員会	0186-60-9000	kyouiku@vill.kamikoani.lg.jp						○	○	○			○	保育園を経由して配布			○					
秋田県	藤里町	教育委員会　学校教育係	0185-79-1327	gakkou@town.fujisato.lg.jp	http://www.town.fujisato.akita.jp/		○				○	○						○						
秋田県	三種町	三種町教育委員会事務局	0185-87-2115	kyoui@town.mitane.lg.jp	http://www.town.mitane.akita.jp/life/detail.html?category_id=85&article_id=1		○			○	○						○	○	○				○	管内保育所・幼稚園で次年度小学校入学予定者に制度案内を配布
秋田県	八峰町	八峰町教育委員会　学校教育課	0185-77-2816	fagus8@shirakami.or.jp	http://www.town.happou.akita.jp		○	○		○					○	前年度該当者に次年度用申請書、案内を送付	○	○						
秋田県	五城目町	教育委員会　学校教育課	018-852-5372	g-gakko@town.gojome.lg.jp						○	○	○							○					
秋田県	八郎潟町	八郎潟町教育委員会教育課	018-875-5812	kyouiku@town.hachirogata.lg.jp					○	○	○	○							○					
秋田県	井川町	井川町教育委員会	018-874-4424	kyouiku@town.akita-ikawa.lg.jp						○	○						○	○						
秋田県	大潟村	大潟村教育委員会	0185-45-3240	kyoiku@vill.ogata.lg.jp											○	毎年6月頃、全児童生徒へ学校経由で制度案内と共に申請書を配付			○					
秋田県	美郷町	教育委員会教育推進課教育指導班	0187-84-1112	kyoiku-su@town.akita-misato.lg.jp	http://www.town.misato.akita.jp/		○	○				○			○	就学時、検診時に説明							○	・前年度認定され、引き続き在学中の児童生徒がいる保護者宛に毎年1月頃、申請書類を送付。 ・入学通知書を送付する際に制度案内を同封し、教育委員会で希望者に対して申請書を配布。
秋田県	羽後町	羽後町教育委員会学校教育担当	0183-62-2111	gakko@town-ugo.jp						○	○	○					○							
秋田県	東成瀬村	教育委員会	0182-47-3415	kyouiku@vill.higashinaurse.lg.jp						○	○	○			○	入学時、進級時は学校の判断					○			

①都道府	②市町村	Ⅱ　平成29年度準要保護認定基準																												
		(1)平成29年度における準要保護認定基準																			(2)(1)でソ，タ又はチに○をした場合，係数(倍率)，基準根拠及び目安額				(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でテに○をした場合，その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の状態や，昼食，被服等が悪い者。学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ．その他	係数（倍率）	基準根拠 課税所得等の分類	基準根拠 基準額の時期	目安額（年額）	係数（倍率）	目安額（年額）			
該当団体数	25	14	14	14	11	14	16	6	7	9	12	8	6	7	6	14	3	3	0	2	20	20	20	20	0	0	2	9	25
秋田県	秋田市		○	○		○					○					○					1.3	総所得（税引き前）	3年前の年度	442					20%未満
秋田県	能代市															○					1.2	総所得（税引き前）	当該年度	362					25%未満
秋田県	横手市															○					1.3	その他	当該年度	348				【課税所得等の分類】 ・給与等については収入額（給与収入、利子収入、配当収入、年金収入、その他雑収入） ・自営業等については所得額（営業等所得、農業所得、不動産所得）、そのほかに非課税収入についても合算する（遺族年金、障害年金、養育費、恩給）。	10%未満
秋田県	大館市															○					1.05	その他	当該年度	286				【課税所得等の分類】給与収入・年金収入等から勤労控除、社会保険料を控除した額	20%未満
秋田県	男鹿市			○			○				○							○			1.05	課税所得	その他	258				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	20%未満
秋田県	湯沢市	○					○									○					1.2	課税所得	その他	315				【基準額の時期】平成24年12月	15%未満
秋田県	鹿角市																	○			1.15	総所得（税引き前）	その他	286				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満
秋田県	由利本荘市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○				○					1.3	総所得（税引き前）	前年度	376					10%未満
秋田県	潟上市	○	○	○			○										○				1.2	総所得（税引き前）	前年度	290					15%未満
秋田県	大仙市																○				1.3	総所得（税引き前）	前年度	320					10%未満
秋田県	北秋田市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○				○			1.3	課税所得	その他	320				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	20%未満
秋田県	にかほ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2	その他	前年度	277				【課税所得等の分類】 ・給与等については収入額（給与収入、利子収入、配当収入、年金収入、その他雑収入） ・自営業等については所得額（営業等所得、農業所得、不動産所得）、そのほかに非課税収入についても合算する（遺族年金、障害年金、養育費、恩給）。	10%未満
秋田県	仙北市															○					1.3	その他	前年度	303				【課税所得等の分類】 ・給与等については収入額（給与収入、利子収入、配当収入、年金収入、その他雑収入） ・自営業等については所得額（営業等所得、農業所得、不動産所得）、そのほかに非課税収入についても合算する（遺族年金、障害年金、養育費、恩給）。	10%未満
秋田県	小坂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○					1.3	課税所得	前年度	297					15%未満
秋田県	上小阿仁村	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○					1	課税所得	前々年度	227					10%未満
秋田県	藤里町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2	課税所得	当該年度	364					5%未満
秋田県	三種町	○		○		○	○				○	○	○	○															15%未満
秋田県	八峰町																○				1.2	課税所得	当該年度	277					10%未満
秋田県	五城目町															○					1	課税所得	前年度	207					15%未満
秋田県	八郎潟町	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○							保護者が未就業、病気、災害等の特別な事情で経済的に困窮している者		5%未満
秋田県	井川町		○		○	○	○					○																	10%未満
秋田県	大潟村	○	○	○		○	○									○					1.3	課税所得	前年度	273					5%未満
秋田県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○					1.3	その他	前年度	270				【課税所得等の分類】給与収入（税引前）	10%未満
秋田県	羽後町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未満
秋田県	東成瀬村	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○						○							母子家庭、その他教育委員会が認めた者		10%未満

Ⅲ　平成29年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）項目毎の援助額

①都道府	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（2）補足事項　（1）でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数	25	0	0	0	0	1	0	26	26	0	0	0	0	1	1	1	24	23	0	5	5	0	1	1	1	1	0	0	15	15	0	5	5	5	6	5	0	12
秋田県	秋田市							○	11,420								○	20,470		○	26,928								○	24,821								
秋田県	能代市							○	13,260								○	20,300		○	4,200								○	30,000								・支給平均額について、通学費のみ平成28年度実績額、それ以外は平成29年度予算計上の単価。 ・通学用品費を「学用品費及び通学用品費」という費目で支給。（上限額13,260円／年）
秋田県	横手市							○	11,420								○	40,600		○	0								○	27,000								・通学費は、支給対象費目であるが実績なし。 ・修学旅行費は29年度予算計上単価。
秋田県	大館市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				修学旅行費はH29予算額。
秋田県	男鹿市							○	11,420								○	20,470																	○	21,490		
秋田県	湯沢市							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		平成29年度予算単価及び平成28年度実績額で計上
秋田県	鹿角市							○	12,000																							○	18,000	18,000				
秋田県	由利本荘市							○	11,400					○	40,000	40,000																○	21,490	21,490				支給平均額欄は、28年度の実績額及び、予算計上額により記入
秋田県	潟上市							○	11,420								○	40,600											○	30,000								
秋田県	大仙市							○	11,420								○	40,600		○	0								○	28,000								・支給平均額欄は、平成29年度予算計上額を記入。 ・1年生については新入学用品費に通学用品費を含んでいる。
秋田県	北秋田市							○	11,420								○	20,470											○	25,000								
秋田県	にかほ市							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
秋田県	仙北市							○	11,420								○	40,600					○	39,290	0				○	30,000								通学費：遠距離児童生徒等通学補助を活用のため実績なし。
秋田県	小坂町							○	11,100								○	19,900		○	0								○	25,000								小学生の通学費は、路線バス無料、スクールバス運行につき、支給見込額なし。
秋田県	上小阿仁村							○	11,420								○	40,600											○	30,000								修学旅行費については、平成29年度に計上した予算額
秋田県	藤里町							○	11,420								○	40,600											○	26,000								修学旅行費：平成28年度当初予算による
秋田県	三種町							○	11,420								○	20,470														○	21,190	21,190				
秋田県	八峰町							○	11,420								○	40,600											○	24,000								修学旅行費は平成29年度予算単価を計上しています。
秋田県	五城目町							○	11,420								○	20,470														○	21,490	21,490				
秋田県	八郎潟町							○	11,420								○	20,470											○	28,850								
秋田県	井川町							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
秋田県	大潟村							○	11,420								○	20,470											○	21,490								
秋田県	美郷町							○	11,420								○	40,600											○	28,517								
秋田県	羽後町							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		支給平均額は29年度予算計上した金額。
秋田県	東成瀬村							○	11,420								○	40,600											○	13,000								

| ①都道府 | ②市町村 | 2. 中学校の就学援助の額の単価（一人当たり年間支給額） | | |

①都道府	②市町村	Ⅳ その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している（把握している）取組			自由記載欄
		ア．特に取組を行っていない（把握していない）	イ．取組を行っている（把握している）	イに〇をした場合，その内容	
該当団体	25	23	2	2	0
秋田県	秋田市		〇	NPO団体が、制服のリユースを実施していることを把握している。	
秋田県	能代市	〇			
秋田県	横手市	〇			
秋田県	大館市	〇			
秋田県	男鹿市	〇			
秋田県	湯沢市	〇			
秋田県	鹿角市	〇			
秋田県	由利本荘市	〇			
秋田県	潟上市	〇			
秋田県	大仙市	〇			
秋田県	北秋田市	〇			
秋田県	にかほ市	〇			
秋田県	仙北市	〇			
秋田県	小坂町		〇	学用品費（ドリル等）の助成、彫刻刀やピアニカのリサイクル	
秋田県	上小阿仁村	〇			
秋田県	藤里町	〇			
秋田県	三種町	〇			
秋田県	八峰町	〇			
秋田県	五城目町	〇			
秋田県	八郎潟町	〇			
秋田県	井川町	〇			
秋田県	大潟村	〇			
秋田県	美郷町	〇			
秋田県	羽後町	〇			
秋田県	東成瀬村	〇			